

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省農村振興局地域振興課)

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長													
税目	所得税、法人税													
要望の内容	<p>【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法第4条第3項及び第4項の規定に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定められた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限値</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>5,000万円以下</td> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td>1億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限値</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法第4条、第19条 (所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項 	資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td>—百万円 (▲200百万円の内数) (—百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	—百万円 (▲200百万円の内数) (—百万円)
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超											
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上											
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	—百万円 (▲200百万円の内数) (—百万円)													

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	
	<p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的・社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p>	
(2) 施策の必要性		
今回の要望（租税特別措置）	合理的性	<p>離島においては、四方を海に囲まれていることにより、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額になるなど、多くの社会的・自然的条件不利性を抱えており、島内の事業所数は全国平均よりも大幅な減少傾向が続いている。また、社会減による人口流出・人口減少も続いており、離島振興法の目的である無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図るために、島内での事業活動の継続・拡大を図ることで、島内の雇用を維持し、人口減少を最小限度に防止することが必要である。</p> <p>特に、離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業は、離島の事業所数・従業者数のうち多くを占める基幹産業である。また、四方を海に囲まれた離島においては、デジタル技術の活用が特に有用であり、ICTなどの新技術の実装を図るスマートアイランドの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、雇用の維持・拡大はもとより、離島の地域課題解決に寄与することで、定住促進・人口減少の抑止が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p> <p>現在、本税制の対象である全ての離島振興対策実施地域において、都道府県が定める離島振興計画に産業振興事項が規定されており、これまで、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移及び就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、令和5年の離島振興法改正において離島振興計画に産業振興事項が追加されたことも踏まえ、産業振興を図るため、予算措置も通じて離島への企業誘致等に取り組んでいるが、近年特に事業所数の落ち込みが大きく、離島における雇用の場が失われている。離島にとって重要な島内での事業者の事業継続・事業拡大を図るため、地域内の事業者による投資を促進するとともに、地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>

	<p>2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条（税制上の措置等） 租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構べき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。</p> <p>② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある产品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
政策の達成目標	<p>(政策体系における政策目的に係る目標) 離島振興対策実施地域の令和14年度末の人口を263千人以上とする。</p> <p>(租税特別措置により達成しようとする目標) 【新設】 測定指標 縮島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>【既設分】 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度：333千人 一令和14年度：目標値 263千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口減少傾向を加味して算出した令和14年度末の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>【新設分】 離島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 本税制の対象地域における事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 (平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年度の事業所数は780事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後5年間の増減率が直近5年間増減率を上回る目標値とする。)</p>
	政策目標の達成状況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いている。令和5年度の人口は325千人であった。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和6年度 2件 令和7年度 2件 令和8年度 2件</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により設備投資が促進されることで、事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p> <p>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなった事例も見られ、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制は離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 公共事業予算の一括計上 44,414百万円 ②離島活性化交付金 1,208百万円 ③離島振興調査費 166百万円 (令和7年度概算要求額)</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体が実施する企業誘致活動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体が実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>																
	要望の措置の妥当性	<p>離島は、四方を海等で囲まれ、他の地域に比して厳しい自然的・社会的条件を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td><td>32件 (28件)</td><td>57百万円 (94百万円)</td><td>13百万円 (21百万円)</td></tr> <tr> <td>令和4年</td><td>31件 (36件)</td><td>47百万円 (67百万円)</td><td>11百万円 (15百万円)</td></tr> <tr> <td>令和5年</td><td>27件 (41件)</td><td>38百万円 (79百万円)</td><td>9百万円 (18百万円)</td></tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。 ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ※括弧内は前回要望時の見込値</p>		適用件数	適用額	減収額	令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)	令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)	令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)
	適用件数	適用額	減収額															
令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)															
令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)															
令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p><令和4年度調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ①租税特別措置法の条項 第45条 ②適用件数 令和2年度：8件 令和3年度：7件 令和4年度：12件 ③適用総額 令和2年度：42百万円 令和3年度：43百万円 令和4年度：45百万円 																	

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p> <p>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなっており、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制が離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
前回要望時の達成目標	離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を 315 千人以上とする。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度の人口は 325 千人であり、現時点では令和7年度の目標値を上回っているものの、令和3～5年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっています。同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和7年度には目標値を下回る見込みであることから、目標達成に向けて引き続き支援が必要である。
これまでの要望経緯	<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○) 平成 7 年度 適用期限の 2 年延長 平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 平成 11 年度 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 平成 17 年度 拡充(農林水産物等販売業を追加) 平成 19 年度 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 平成 25 年度 割増償却への改組 平成 27 年度 拡充(農林水産物等販売業を追加) 平成 29 年度 拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 令和元年度 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和 5 年度 適用期限の 2 年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)</p>